

# 大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部改正（案）について

## 1.条例の趣旨

大阪市では自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）に基づいて昭和63年4月に「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しており、条例では、自転車等の駐車の適正化の目的から、放置自転車に対する措置、保管自転車等の返還等、費用の徴収について規定しています。

## 2.現況

○市内の鉄道駅周辺や繁華街等には、毎日大量の自転車が集まってきており、この自転車が道路などに乱雑に放置されると歩行者や自動車の安全な通行が妨げられたり、街の景観が損なわれ、救急活動にも支障が出るなど悪影響を及ぼすため、本市ではこれらの地域を自転車等放置禁止区域に指定し、禁止区域内の放置自転車は、即時撤去する方針で臨んでおります。



放置自転車により歩行者が道路の中央部を通行



○「放置」となる場所を条例では、道路(国又は地方公共団体が公共の用に供する道路のうち、道路法第2条第2項に規定する道路の附属物たる自転車駐車場以外の部分をいう。)と規定しております。

○近年、道路として通行されている場所において、放置自転車が問題となっておりますが、道路管理を行っている部署以外が所管している場合もあり、道路管理を行っている部署のみでは対応が困難となっています。

○本市が運営している有料自転車駐車場（以下、有料駐輪場という。）では、一時利用・定期利用の利用形態に応じ、自転車利用者が料金を支払い、利用いただいています。

しかし、管理者が規定した利用方法によらず不正に駐輪している自転車等により、適正に駐輪いただく方が利用できなくなる、または自転車等を取り出しにくくなる等といった問題が生じています。

不正駐輪については発見次第、管理者が警告札の巻き付け等を行っていますが、問題の解決には至ってません。



不正に駐輪された自転車の例  
(駐輪機の無い箇所への駐輪)

○また、無料自転車駐車場（以下、無料駐輪場という。）では、多くの自転車等が駐輪されておりますが、中には長期間使用されておらず、停め置かれたままの自転車等が駐輪スペースを占有し、駐輪される方の利用の支障となっています。



無料自転車駐車場

### 3.改正の概要

○条例では、「放置」について、「国又は地方公共団体が公共の用に供する道路…」としているところ、自転車法第2条に規定されている「道路」のことを指しています。今回、条例の規定をよりわかりやすくするため、規定の文言を整理し、明確にすることとします。

○改正にあたっては、「放置」となる場所を「公共の場所」として定義し、どういった場所が「公共の場所」となるか例示し明記することとします。

○この改正により、各部署が協調して放置自転車への措置を行えるようにします。

○有料駐輪場において管理者が規定した使用方法によらず不正に駐輪している自転車等や、無料駐輪場において長期間使用されていない自転車等、自転車駐車場（以下、駐輪場という。）の管理運営に支障を来す自転車等を放置自転車として措置できるよう、条例第2条の「放置」に係る規定を改正し、自転車放置禁止区域に指定されている地域にある駐輪場については、条例第10条第2項に規定される即時撤去の対象とします。

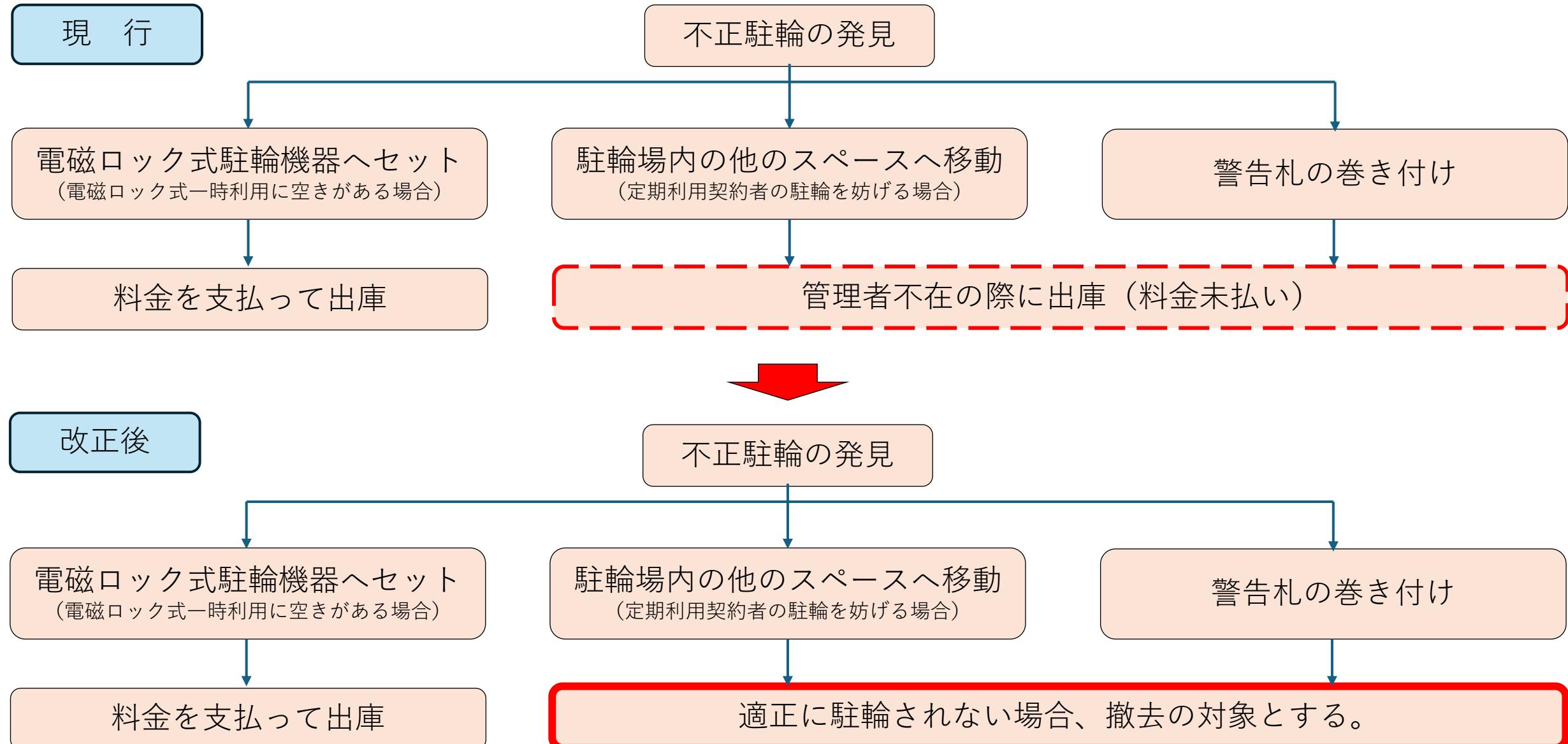
また、自転車放置禁止区域に指定されていない地域にあります駐輪場については、条例第10条第3項に規定される撤去の対象とします。

○この改正により、不正駐輪等を排除し、皆様が駐輪場をご利用いただく際の支障とならないようにします。

### 4.（参考）想定スケジュール



## 5. (参考) 有料駐輪場での措置



## 6. (参考) 無料駐輪場での措置

改正後

長期間使用されず、停め置かれた自転車等を確認

撤去予告札を取付け、条例規則で規定の日数（7日間）経過

撤去予告札を取り外された自転車等

撤去予告札が取り外されていない自転車等

撤去の実施